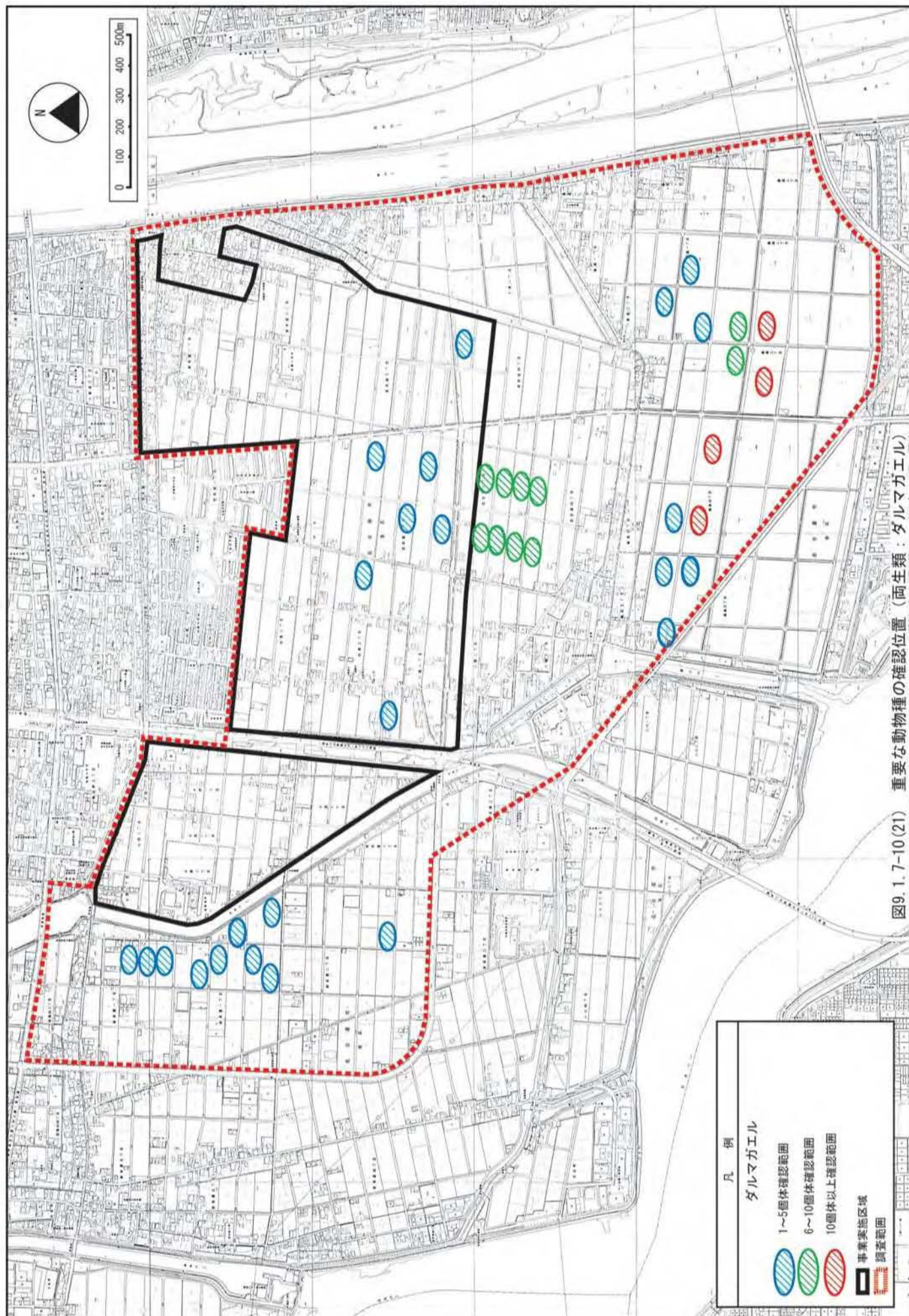




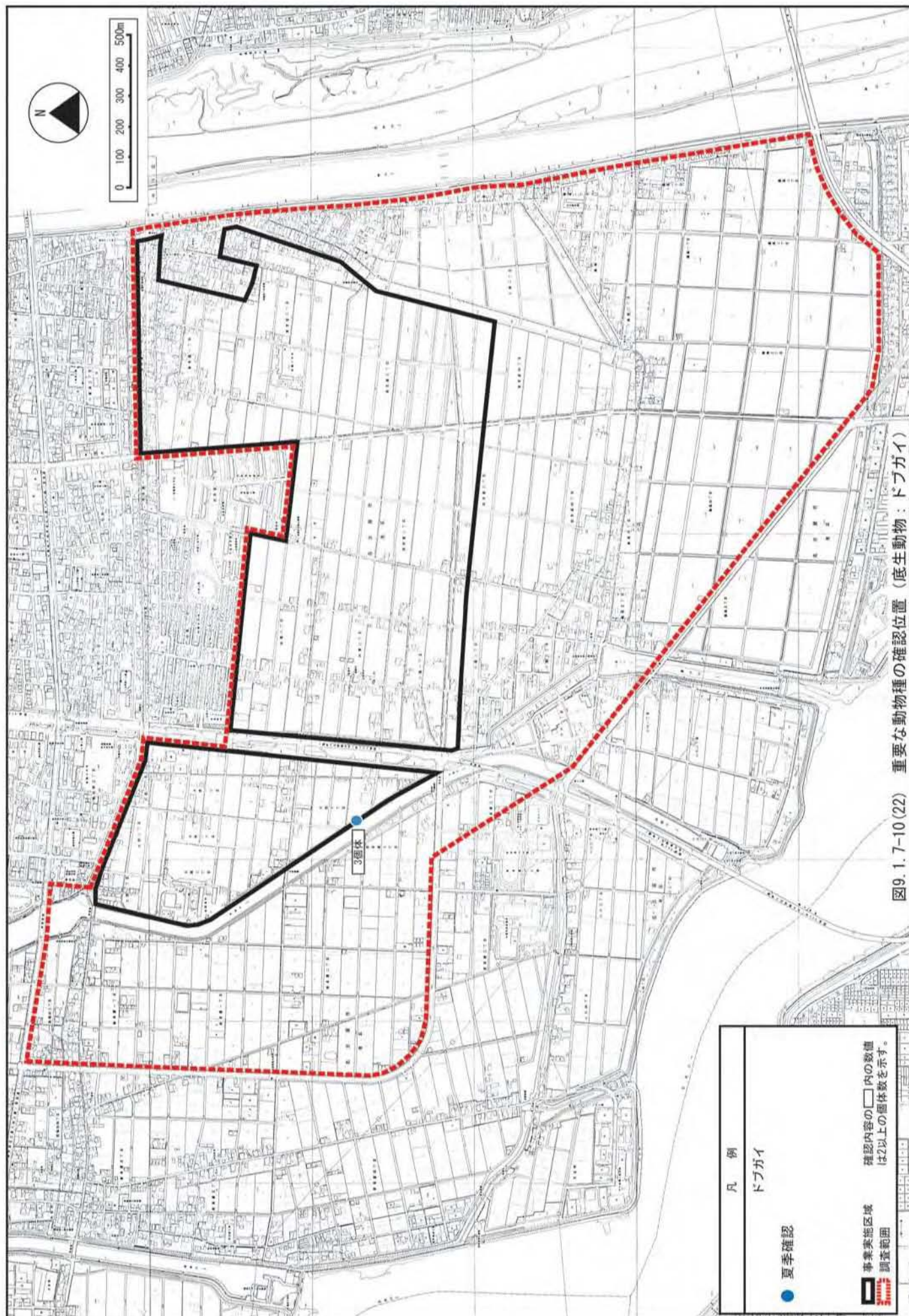
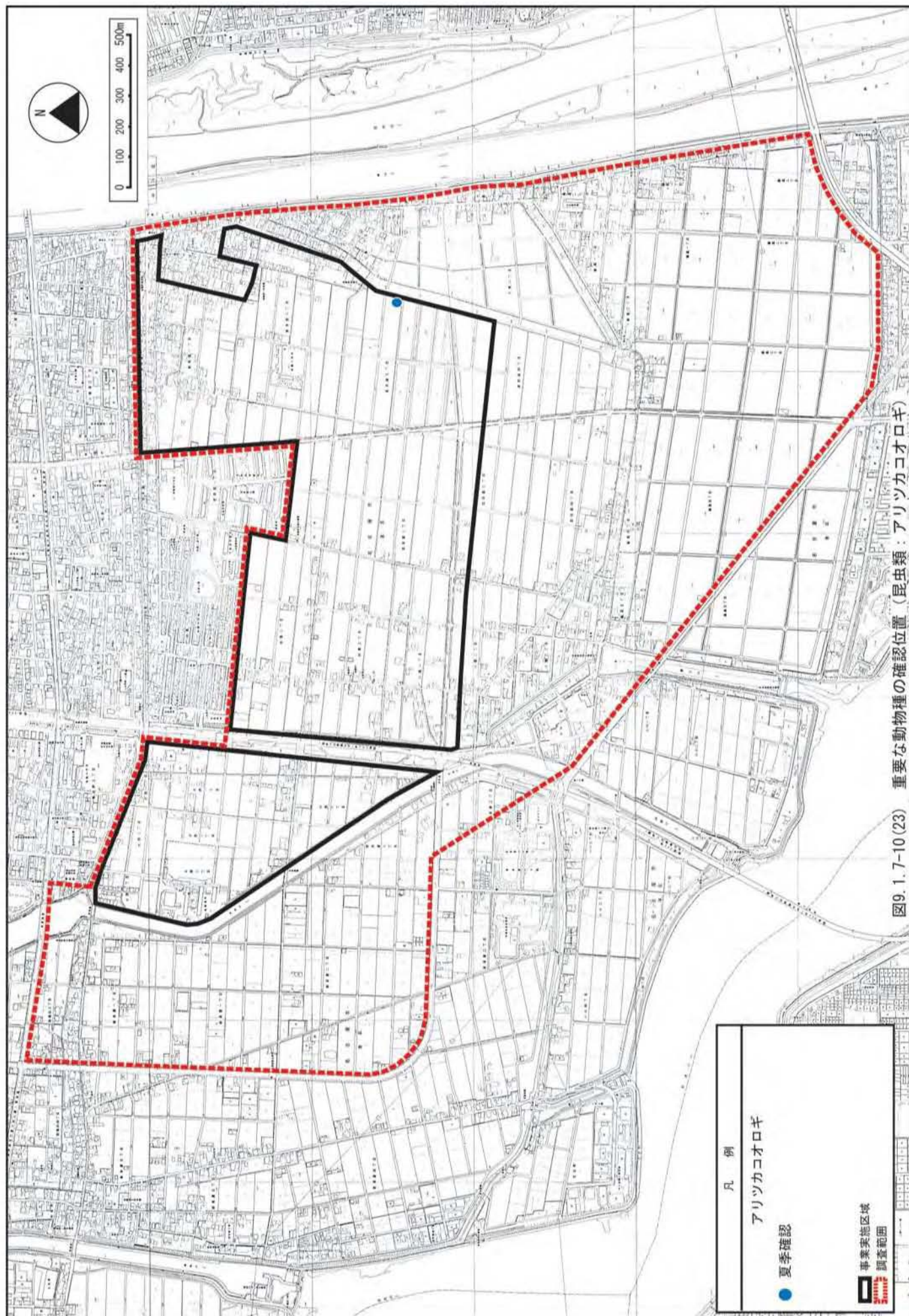
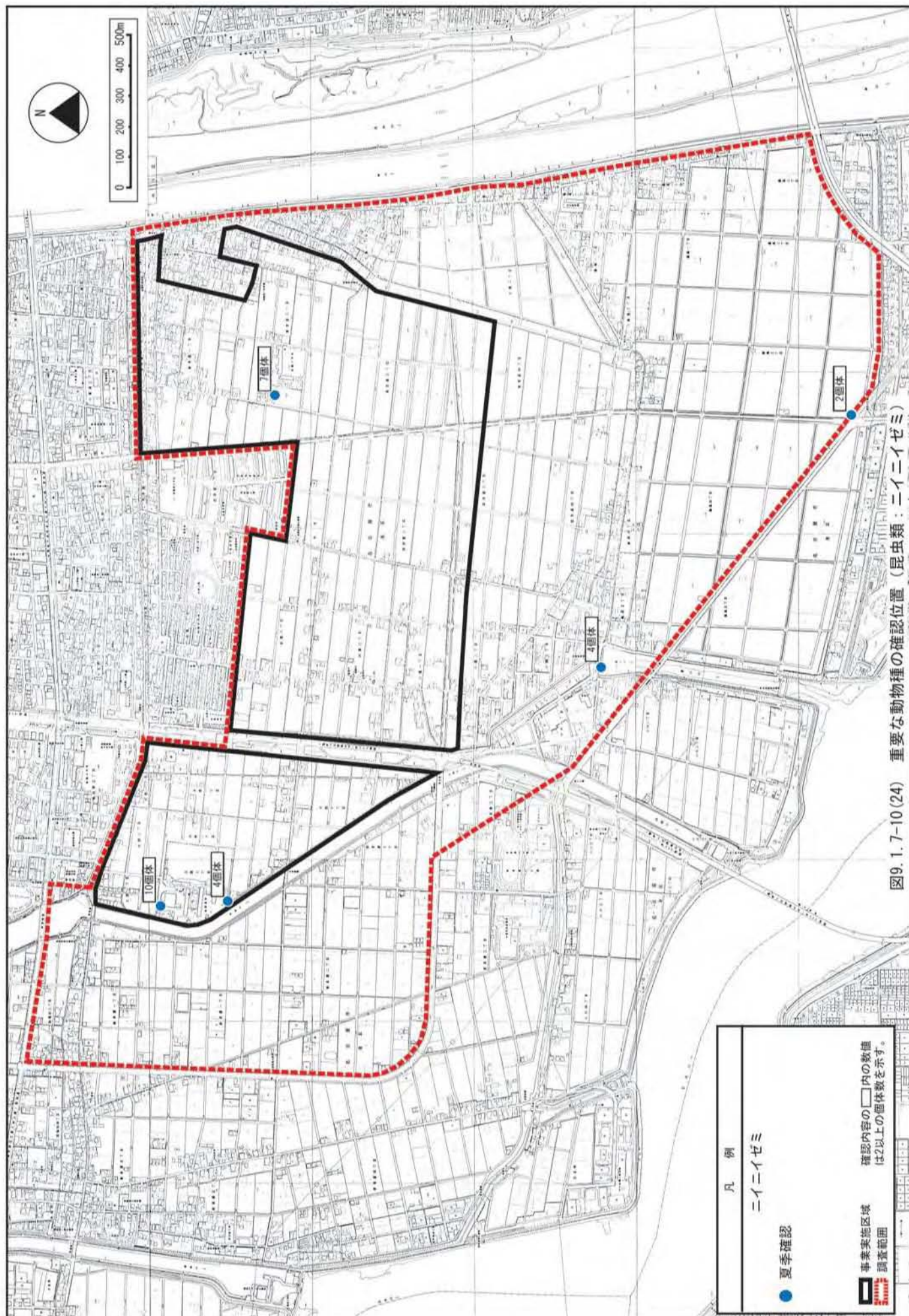


図9.1.7-10(22) 重要な動物種の確認位置（底生動物：ドブガイ）





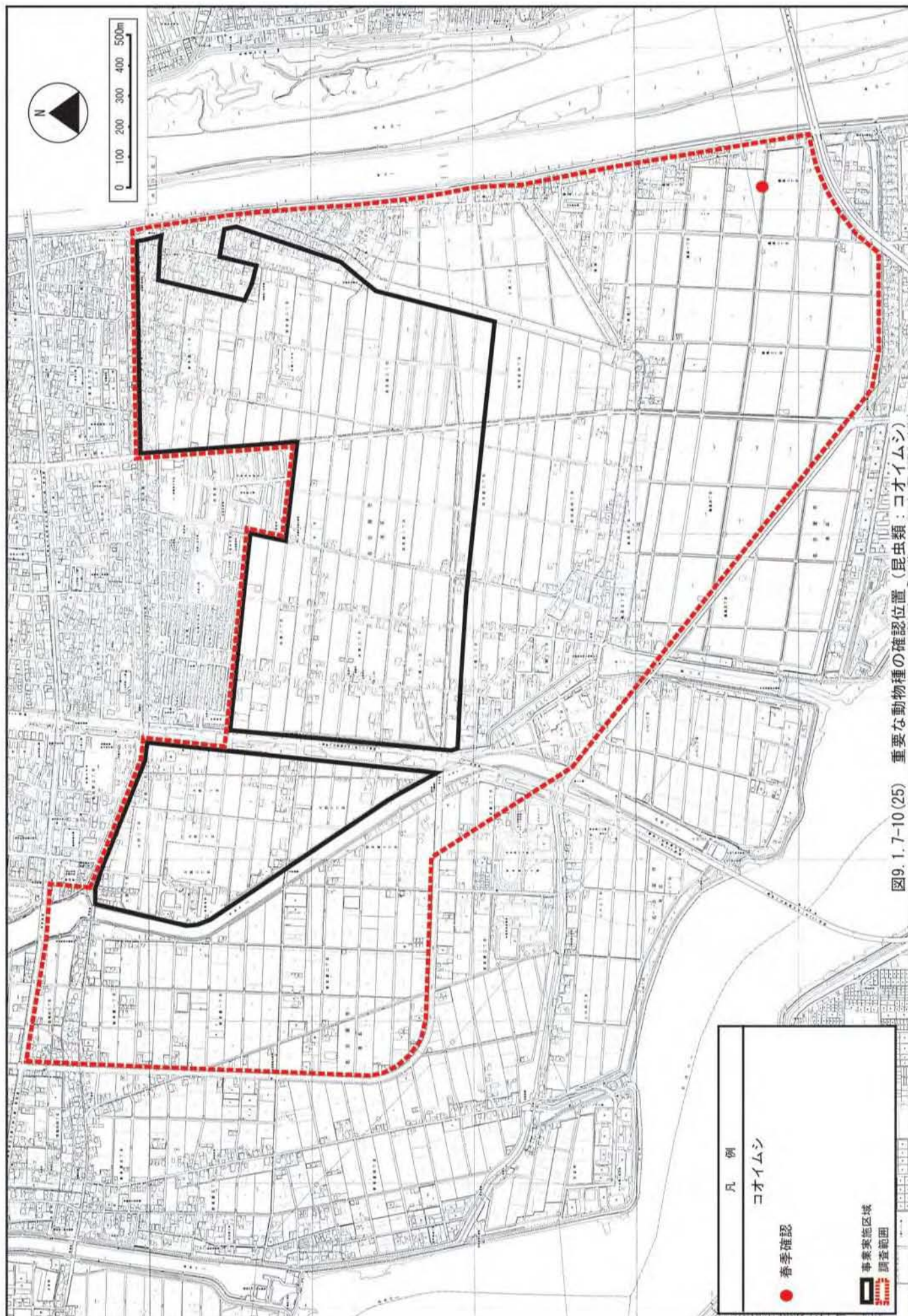
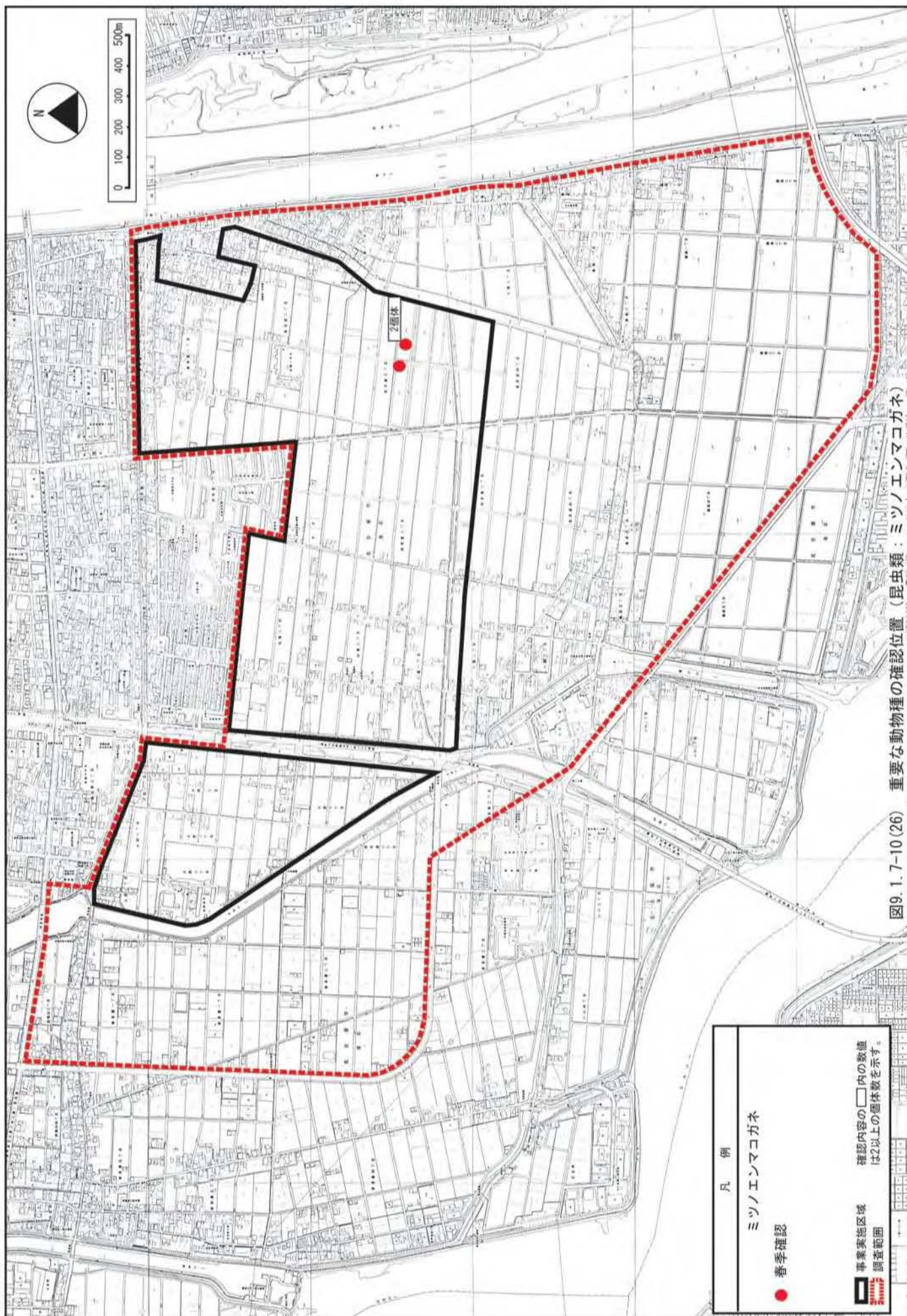
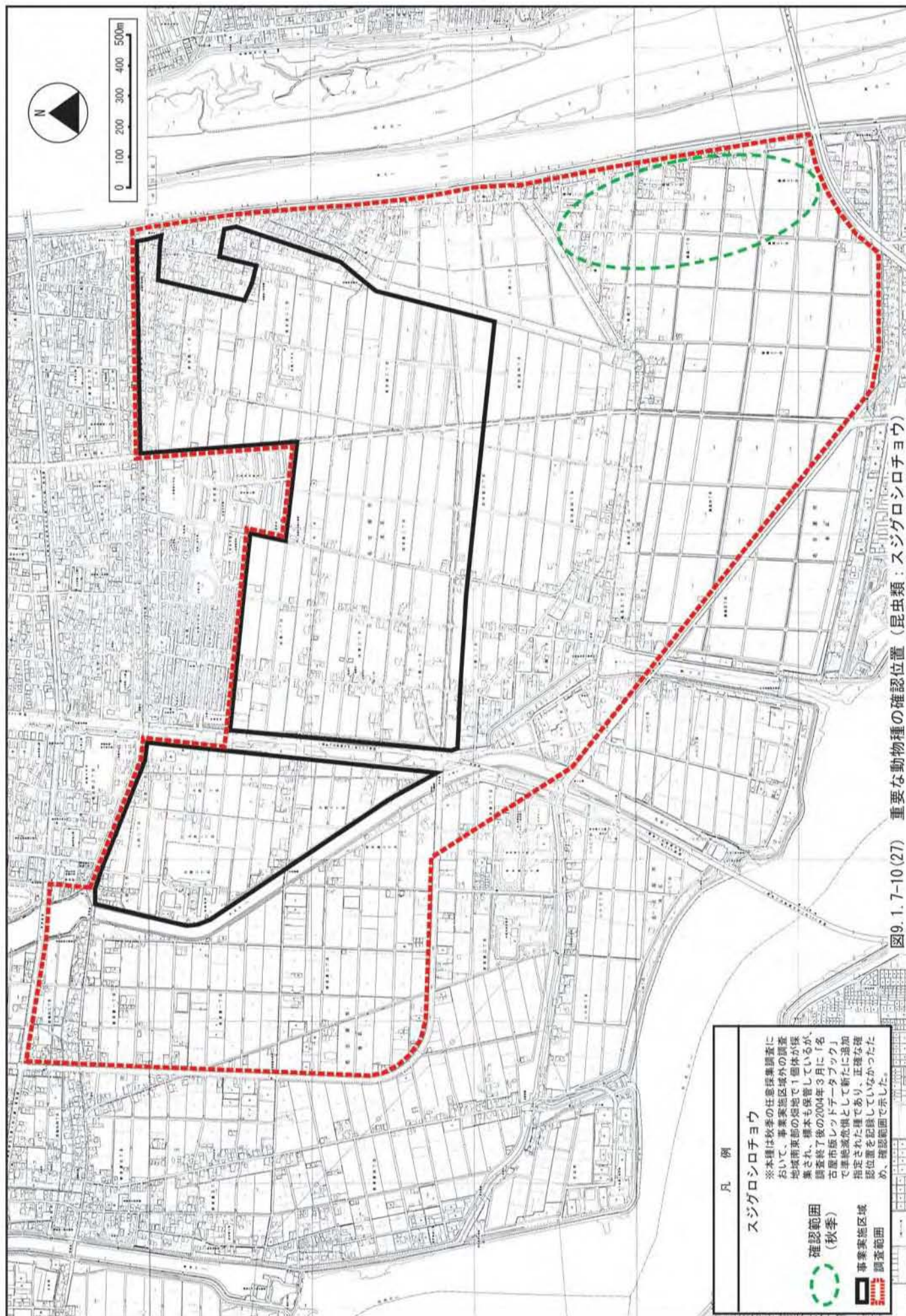
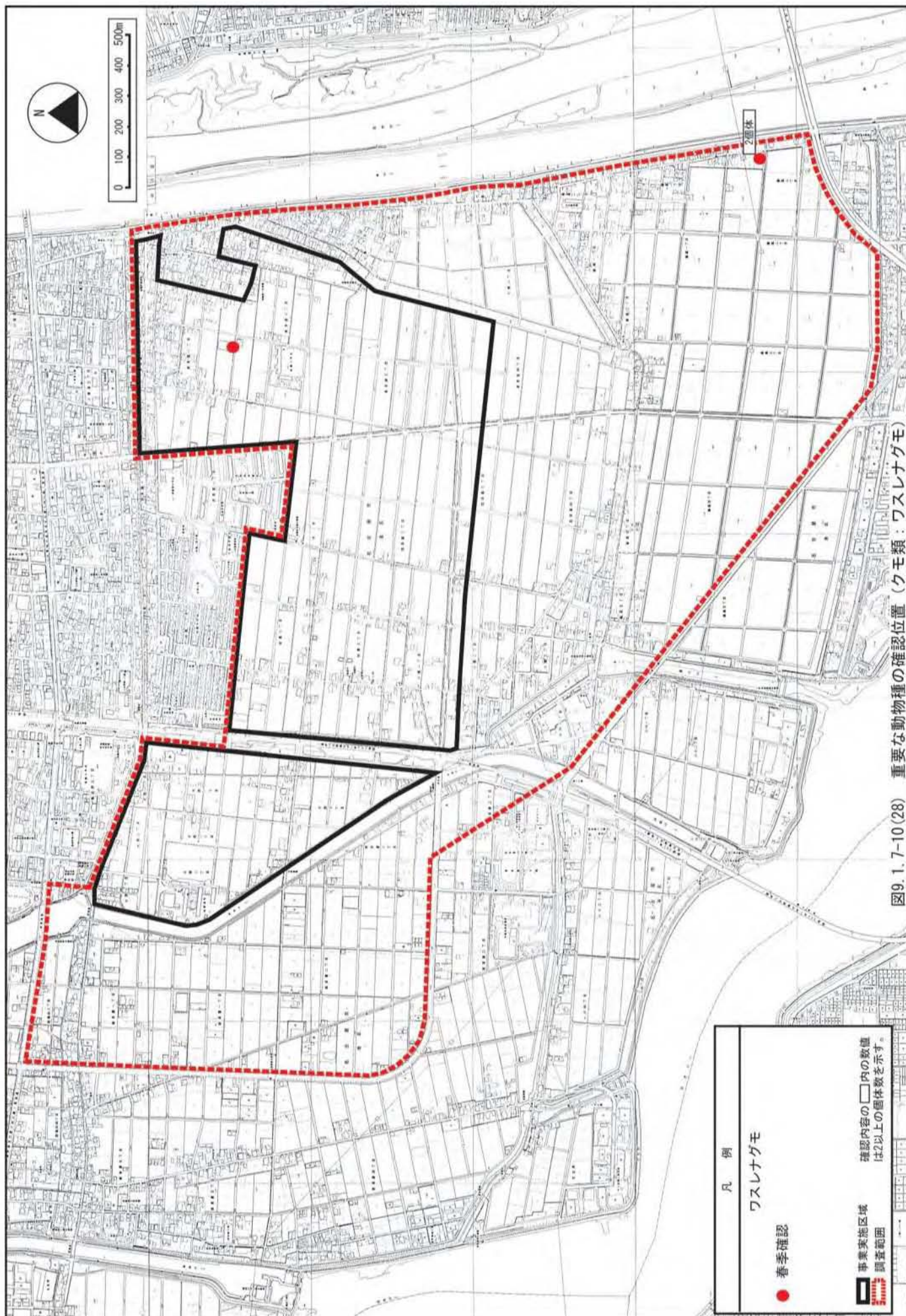


図9.1.7-10(25) 重要な動物種の確認位置（昆虫類：コオイムシ）







(2) 予測の結果

ア 雨水の排水

(ｱ) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、水域に生息する動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた解析によるものとし、重要な種の生息状況と事業計画を重ね合わせ分布又は生息環境の改変の程度を予測した。

a 予測項目

工事の実施に伴う雨水の排水により、雨水排水の排水先における水域に生息する動物の重要な種の生息への影響が想定される。したがって、雨水の排水による動物の重要な種への環境影響について予測した。

b 予測時期

予測対象時期は、工事による水の濁りによる環境影響が最大になる時期とし、工事期間のうち仮設沈砂池毎に流域の造成裸地面積が最大となる時期とした。

c 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、水域に生息する動物の重要な種が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

d 予測結果

雨水の排水による重要な種としては、現地調査により確認された動物の重要な種のうち、調査地域の水路において生息が確認され、そこが生活・採餌・休息・繁殖の場として重要な生息地となっている種が対象となる。対象種としては、水域で生活するクサガメ、イシガメ、カワバタモロコ、ドブガイの4種が挙げられる。予測した結果を以下に示す。

クサガメ、イシガメは、主に調査地域内を南北に流下する水路において確認されている。確認個体数は多くはないものの、調査地域の広い範囲において確認された。両種とも、県内平野部の各地の多様な水辺環境において普通にみられる種であり、比較的水質の悪い水域にも生息していることから、工事の実施に伴う雨水の排水による対象種への影響は極めて小さいと予測される。

カワバタモロコは、事業実施区域を流下する水路が流入する調査地域南部の河川において1個体を確認された。任意観察調査による確認であり、生息個体数がどの程度であるかは定かでないが、その後のメダカ生息状況調査において詳細な調査を実施したにもかかわらず、確認できなかったことから、生息密度は極めて低いものと推測される。また、既存資料（資料：「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック なごや 2004」（名古屋市、2004年））によると、当地域を含む名古屋市域には本種の分布が確認されていないことから、人為的に移入されたか、または、木曽川からの導水により迷入した個体である可能性も否定できない。本種は、県内では、尾張地方、三河地方の山沿いの溜め池や細流に生息し、隣県の岐阜県でも低地の農業用水池等に生息する。

本種は、近年、個体数が大幅に減少しているが、その大きな要因としては、溜め池改修などによる繁殖場となる岸辺の植生帯の消失が挙げられ、そのような植生帯が保全されている環境では、比較的富栄養化した水域にも生息する。調査地域での本種の確認地点は事業実施区域から 500m 以上離れており、植生帯も豊富であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。

ドブガイは、事業実施区域西端部を流下する水路において少数が確認された。この水路は、事業計画では造成・改変をしない計画となっており、生息地の消失は免れる予定である。本種は池沼や用水路等の泥底を生息場所とする種であり、一時的な濁水中でも生息できることから、工事の実施に伴う雨水の排水による本種への影響は極めて小さいと予測される。

イ 敷地の存在（土地の改変）

(ア) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた解析によるものとし、重要な種の生息状況と事業計画を重ね合わせ分布又は生息環境の改変の程度を予測した。

a 予測項目

敷地の存在（土地の改変）により、調査地域に生息する重要な種への影響が懸念される。したがって、敷地の存在（土地の改変）による重要な種及び注目すべき生息地への環境影響について予測した。

b 予測時期

予測対象時期は、動物の生息の特性を踏まえて重要な種への環境影響を的確に把握できる時期とし、影響を受けた時点から、その後一定期間を経て環境が安定した時点までの時期とした。

c 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、現地調査地域と同様の範囲とした。

d 予測結果

現地調査で確認された動物の重要な種は、表 9.1.7-19 に示した 24 種である。

各分類群ごとに予測した結果は、以下に示すとおりである。

(a) 哺乳類

ホンドイタチ(イタチ属の一種も含める)が事業実施区域の内外で 4 例確認された。本種は、行動圏が広く、事業実施区域及びその周辺部の水田を中心とした農耕地域を採餌・生息の場として利用していると考えられる。対象事業の実施により生息環境の一部が消失することになるが、本種は人為的環境も積極的に利用する種である上、事業実施区域周辺には主要な生息地である農耕地域が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

(b) 鳥類

鳥類では 10 種が確認された。このうち、猛禽類が 2 種、水辺の鳥が 8 種である。

猛禽類ではオオタカとチュウヒが確認された。オオタカは、冬季に調査地域西側（事業実施区域外）の水田耕作地に位置する鉄塔の上部にとまっている 1 個体が確認された。チュウヒは、夏季と冬季に調査地域上空を飛翔する個体が各 1 個体ずつ確認された。両種とも、事業実施区域及びその周辺に広がる水田環境を採餌場の一部として利用しているものの、確認個体数が極めて少ないことから調査地域の利用頻度は低いと考えられる。対象事業の実施により採餌環境の一部が消失することになるが、調査地域の利用頻度が低いこと、事業実施区域周辺には採餌地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

水辺の鳥ではチュウサギ、マガン、シギ・チドリ類（タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ）、コアジサシが確認された。このうち、コアジサシは河川環境を主要な採餌・休息の場とする種であるが、その他のチュウサギ、マガン、シギ・チドリ類は水田環境を主要な採餌・休息の場とする種である。

チュウサギ、マガン及びシギ・チドリ類については、調査地域の水田環境の広い範囲で確認された。これらの種は、調査地域の水田環境を採餌・休息の場として利用していると考えられる。対象事業の実施により採餌・休息環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

コアジサシについては、現地調査の結果から、事業実施区域外を流れる中規模河川である戸田川を主要な採餌・生息の場として利用しており、事業実施区域内における小水路の利用頻度は低いと考えられる。したがって、対象事業の実施による生息への影響は小さいと予測される。

(c) 両生類・爬虫類

爬虫類ではクサガメ、イシガメ、シマヘビの3種、両生類ではトノサマガエル、ダルマガエルの2種が確認された。

このうち、クサガメ、イシガメ、シマヘビについては、かつては身近な環境でよく見られる生き物であったが、近年、都市近郊で減少傾向にある種である。調査地域では、事業実施区域内外の水田を主体とした農地環境の広い範囲で少数が確認された。いずれの種も事業実施区域及びその周辺に広がる水田を主体とした農地環境を採餌・休息・繁殖の場として利用していると考えられる。対象事業の実施により生息環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田を主体とした農地環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

トノサマガエルは、本州、四国、九州に分布し、県内では平野から山地にかけて分布するが、近年個体数が少なくなっている。本種は事業実施区域外の水田を主体とした農地環境で生息が確認された。事業実施区域周辺には主要な生息地である水田を主体とした農地環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

ダルマガエルは、東海地方では比較的個体数が多いが、全国的には分布が限定しており、また、全国的に減少傾向にある種である。調査地域では、水田を主体とした農地環境の広い範囲において生息が確認され、特に、事業実施区域外の調査地域南部の水田に多数分布していた。本種は、事業実施区域及びその周辺に広がる水田を主体とした農地環境を採餌・休息・繁殖の場として利用していると考えられる。対象事業の実施により事業実施区域内の水田は宅地化され、生息環境が消失することになるが、事業実施区域外南部の水田に多数分布し良好な生息地となっていること、事業実施区

域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

(d) 魚類

カワバタモロコが事業実施区域から 500m以上離れた河川において 1 個体確認された。本種は、調査地域内の他の河川では確認されなかった。調査地域には、南北に多数の水路が流下しているが、すべて人工護岸であり、また、水生植物も極めて少ない。唯一、確認地点の河川だけは岸辺が土でできており、ヨシ等の抽水植物が水際に群生している。こうした水辺環境が、本種の生息を可能にしていると考えられる。この河川は、対象事業の実施により改変することはないことから、生息に対する敷地の改変による影響はないと予測される。

(e) 底生動物

ドブガイが事業実施区域西端部を戸田川と平行して南北に流下する水路で少数確認された。本種が確認された水路は、事業計画では造成・改変をしない計画となっている。したがって、この水路は現在の形態のまま維持されることから、本種の生息地に対する敷地の改変による影響はないと予測される。

(f) 昆虫類

昆虫類では 5 種が確認された。アリツカコオロギとミツノエンマコガネは事業実施区域内の造成地で少数が確認された。ニイニゼミは学校緑地や河川堤防の植栽林など事業実施区域内外の各所で確認された。コオイムシとスジグロシロチョウは事業実施区域外の水田環境で各 1 個体ずつ確認された。

これらの種は、名古屋市版レッドデータブックにおいて準絶滅危惧または情報不足として選定されている種であり、かつては市内にごく普通で身近に生息していたが、近年、環境変化により都心部を中心に減少傾向が著しい種である。調査地域では、いずれの種も事業実施区域及びその周辺に広がる水田環境を主体とした農地環境を生息の場として利用していると考えられる。対象事業の実施により生息環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田を主体とした農地環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

(g) クモ類

ワスレナグモが事業実施区域内で 1 個体、事業実施区域外の畑地で 2 個体確認された。本種は、かつては市内の神社仏閣・公園などにごく普通に見られたが、生息環境の悪化により急速に減少している種である。調査地域では、事業実施区域及びその周辺に広がる水田を主体とした農地環境の中の畑地・草地環境を生息地として利用していると考えられる。対象事業の実施により生息環境の一部が消失することになるが、事業実施区域周辺には主要な生息地である水田環境が広域的に存在することから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。

(3) 環境保全のための措置

ア 雨水の排水

工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生息への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全のための措置を講じないものとする。

イ 敷地の存在（土地の改変）

(ア) ホンドイタチ

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるホンドイタチへの影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.7-20 に示すとおりである。

表 9.1.7-20 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	生息地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし
代償	事業実施区域外における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-21 に示すとおりである。

表 9.1.7-21 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	本事業の公園、緑地等の計画では、ホンドイタチの採餌環境をも確保できる水田環境と同等の機能はないことから、事業実施区域内における生息地の創出は困難であると判断した。
代償	事業実施区域外における生息地の創出	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による環境保全措置が困難であるため、事業実施区域の南側に残存する水田地帯の休耕田において、灌水に努めることにより、ホンドイタチの餌動物であるカエル類、アメリカザリガニ、フナ、昆虫類等の生息数を増加させることで、事業の実施により消失する生息地の代償となると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.7-22 に示すとおりである。

表 9.1.7-22 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	哺乳類：ホンドイタチ
実施主体	事業者及び事業実施区域の南側休耕田の所有者
環境保全措置の内容	ホンドイタチの主食はネズミ類であると考えられているが、水田に生息するカエル類、アメリカザリガニ、フナ、昆虫類等も捕食していると考えられる。こうした餌動物は水環境に依存するため、乾田化されると個体数が減少する。そこで、ホンドイタチの餌動物の生息数を増加させるため、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、他の水田の耕作期間中、同じように灌水がされるよう休耕田の所有者に対して働きかける。 農業用水の通水期間は4月から翌年1月までであり、通水期間中は湿田化されるよう努める。
環境保全措置の効果	事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して灌水を行い、残された水田環境を確保することにより、ホンドイタチの生息地は保全されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	餌動物の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	他の水田の耕作期間中における休耕田への灌水であり、水田と同様な環境が創出されることが考えられることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	事業実施区域を含む茶屋新田土地改良区の面積（耕作地面積）のうち約4分の3は宅地化されるが、事業実施区域の南側に残される約4分の1の区域は藤高、藤前地区の水田地帯とともに農業振興地域として維持される。 茶屋新田土地改良区内の農業振興地域は、図9.1.7-11に示すとおりである。

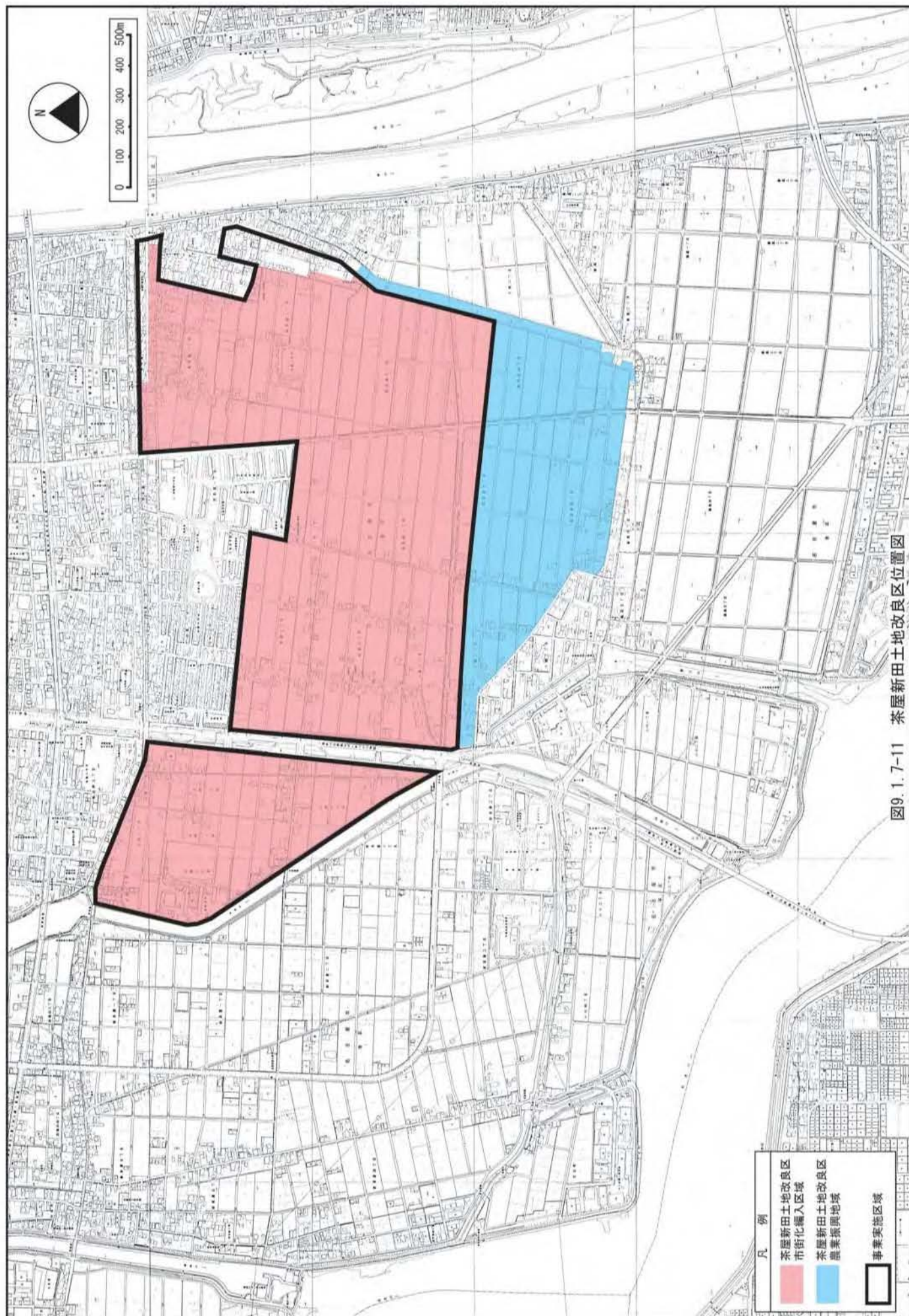


図9.1.7-11 茶屋新田土地改良区位置図

(イ) オオタカ、チュウヒ

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるオオタカ、チュウヒへの影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.7-23 に示すとおりである。

表 9.1.7-23 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	採餌地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における採餌地の確保	採餌地を確保できる。	なし
代償	事業実施区域外における採餌地の確保	採餌地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-24 に示すとおりである。

表 9.1.7-24 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における採餌地の確保	本事業の公園、緑地等の計画では、オオタカ、チュウヒの採餌環境をも確保できる水田環境と同等の機能はないことから、事業実施区域内における採餌地の創出は困難であると判断した。
代償	事業実施区域外における採餌地の確保	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による環境保全措置が困難であるため、事業実施区域の南側に残存する水田地帯の休耕田において、灌水に努めることにより、オオタカやチュウヒの餌動物となるカエル類、小鳥類の生息数を増加させることで、採餌地の確保が可能であると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9. 1. 7-25 に示すとおりである。

表 9. 1. 7-25 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	鳥類：オオタカ、チュウヒ
実施主体	事業者及び事業実施区域の南側休耕田の所有者
環境保全措置の内容	オオタカやチュウヒの餌動物はカエル類、小鳥類であるが、小鳥類は昆虫類や種子を捕食しており、水田環境を含めた農地環境が採餌地となっている。水田に生息するカエル類については、水環境に依存するため、乾田化されると個体数が減少する。そこで、オオタカやチュウヒの餌動物の生息数を増加させるため、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、他の水田の耕作期間中、同じように灌水がされるよう休耕田の所有者に対して働きかける。 農業用水の通水期間は 4 月から翌年 1 月までであり、通水期間中は湿田化されるよう努める。
環境保全措置の効果	事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して灌水を行い、カエル類等の餌動物の増加を図ることにより、オオタカやチュウヒの採餌地は保全されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	餌動物の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	他の水田の耕作期間中における休耕田への灌水であり、水田と同様な環境が創出されると考えられることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に採餌地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	事業実施区域を含む茶屋新田土地改良区の面積（耕作地面積）のうち約 4 分の 3 は宅地化されるが、事業実施区域の南側に残される約 4 分の 1 の区域は藤高、藤前地区の水田地帯とともに農業振興地域として維持される。 茶屋新田土地改良区内の農業振興地域は、図 9. 1. 7-11 に示すとおりである。

(ウ) チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるチュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エ

リマキシギ、タカブシギ、オオジシギへの影響について、環境保全措置の検討を行った。
環境保全措置の検討は、表 9.1.7-26 に示すとおりである。

表 9.1.7-26 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	採餌地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における採餌地の確保	採餌地を確保できる。	なし
代償	事業実施区域外における採餌地の確保	採餌地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-27 に示すとおりである。

表 9.1.7-27 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における採餌地の確保	本事業の公園、緑地等の計画では、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギの採餌環境をも確保できる水田環境と同等の機能はないことから、事業実施区域内における採餌地の創出は困難であると判断した。
代償	事業実施区域外における採餌地の確保	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による環境保全措置が困難であるため、事業実施区域の南側に残存する水田地帯の休耕田において、灌水に努めることにより、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギの採餌・休息環境を創出することで、採餌・休息環境の確保が可能であると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.7-28 に示すとおりである。

表 9.1.7-28 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	鳥類：チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ
実施主体	事業者及び事業実施区域の南側休耕田の所有者
環境保全措置の内容	チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギの餌動物はカエル類、昆虫類、甲殻類等であるが、水田に生息するカエル類、水生昆虫、ミミズ、アメリカザリガニ等については、水環境に依存するため、乾田化されると個体数が減少する。そこで、これらの鳥類の餌動物の生息数を増加させるため、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、他の水田の耕作期間中、同じように灌水がされるよう休耕田の所有者に対して働きかける。農業用水の通水期間は 4 月から翌年 1 月までであり、通水期間中は湿田化されるよう努める。
環境保全措置の効果	事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して灌水を行い、残された水田環境を確保することにより、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギの採餌・休息地は保全されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	餌動物の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	他の水田の耕作期間中における休耕田への灌水であり、水田と同様な環境が創出されると考えられることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に採餌地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	事業実施区域を含む茶屋新田土地改良区の面積（耕作地面積）のうち約 4 分の 3 は宅地化されるが、事業実施区域の南側に残される約 4 分の 1 の区域は藤高、藤前地区の水田地帯とともに農業振興地域として維持される。 茶屋新田土地改良区内の農業振興地域は、図 9.1.7-11 に示すとおりである。

(エ) コアジサシ

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるコアジサシへの影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.7-29 に示すとおりである。

表 9.1.7-29 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	採餌地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における採餌地の確保	採餌地を確保できる。	なし
代償	事業実施区域外における採餌地の確保	採餌地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-30 に示すとおりである。

表 9.1.7-30 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における採餌地の確保	本事業の公園、緑地等の計画では、コアジサシの採餌環境が確保される水田環境と同等の機能はないことから、事業実施区域内における採餌地の創出は困難であると判断した。
代償	事業実施区域外における採餌地の確保	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による環境保全措置が困難であるため、事業実施区域の南側に残存する水田地帯の休耕田において、灌水に努めることにより、コアジサシの餌動物である小型の魚類の生息環境を創出することで、採餌地の確保が可能であると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.7-31 に示すとおりである。

表 9.1.7-31 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	鳥類：コアジサシ
実施主体	事業者及び事業実施区域の南側休耕田の所有者
環境保全措置の内容	コアジサシの餌動物は小型の魚類であるが、水田に生息する魚類及び水田に接続する水路に生息する魚類の生息環境を確保するため、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、他の水田の耕作期間中、同じように灌水がされるよう休耕田の所有者に対して働きかける。 農業用水の通水期間は 4 月から翌年 1 月までであり、通水期間中は湿田化されるよう努める。
環境保全措置の効果	事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して灌水を行い、残された水田環境を確保することにより、コアジサシの採餌地は保全されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	餌動物の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	他の水田の耕作期間中における休耕田への灌水であり、水田と同様な環境が創出され则认为られることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に採餌地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	事業実施区域を含む茶屋新田土地改良区の面積（耕作地面積）のうち約 4 分の 3 は宅地化されるが、事業実施区域の南側に残される約 4 分の 1 の区域は藤高、藤前地区の水田地帯とともに農業振興地域として維持される。 茶屋新田土地改良区内の農業振興地域は、図 9.1.7-11 に示すとおりである。

(オ) クサガメ、イシガメ

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるクサガメ、イシガメへの影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.7-32 に示すとおりである。

表 9.1.7-32 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	生息地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし
代償	事業実施区域外における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-33 に示すとおりである。

表 9.1.7-33 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	本事業の公園、緑地等の計画では、クサガメ、イシガメの生息環境を確保することから、事業実施区域内の生息地の創出は可能であると判断した。
代償	事業実施区域外における生息地の創出	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による環境保全措置が困難であるため、事業実施区域の南側に残存する水田地帯の休耕田において、灌水に努めることにより、クサガメ、イシガメの採餌・生息地である水田環境を確保することで、生息地の創出は可能であると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.7-34 に示すとおりである。

表 9.1.7-34 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	爬虫類：クサガメ、イシガメ	
実施主体	事業者及び名古屋市	事業者及び事業実施区域の南側休耕田の所有者
環境保全措置の内容	クサガメ、イシガメは事業実施区域内における自然環境に配慮した公園内の緑地において、湿った環境を確保することにより生息地の創出を図る。	クサガメ、イシガメの生息適地を増加させるために、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、他の水田の耕作期間中、同じように灌水がされるよう休耕田の所有者に対して働きかける。 農業用水の通水期間は4月から翌年1月までであり、通水期間中は湿田化されるよう努める。
環境保全措置の効果	事業実施区域内の公園に新たな環境を創出することにより、クサガメ、イシガメの生息地が確保されるものと考えられる。	事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して灌水を行い、残された水田環境を確保することにより、クサガメ、イシガメの生息地は保全されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	生息適地の増加が期待できる。	生息適地の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	自然環境に配慮した緑地を創出することから、不確実性の程度は小さいと考える。	他の水田の耕作期間中における休耕田への灌水であり、水田と同様な環境が創出されることが考えられることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	斎場施設の北側に計画している自然環境に配慮した公園を想定している。	事業実施区域を含む茶屋新田土地改良区の面積（耕作地面積）のうち約4分の3は宅地化されるが、事業実施区域の南側に残される約4分の1の区域は藤高、藤前地区の水田地帯とともに農業振興地域として維持される。 茶屋新田土地改良区内の農業振興地域は、図 9.1.7-11 に示すとおりである。

(カ) シマヘビ

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるシマヘビへの影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.7-35 に示すとおりである。

表 9.1.7-35 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	生息地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし
代償	事業実施区域外における採餌地の確保	採餌地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-36 に示すとおりである。

表 9.1.7-36 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	本事業の公園、緑地等の計画では、シマヘビの生息環境を確保することから、事業実施区域内の生息地の創出は可能であると判断した。
代償	事業実施区域外における採餌地の確保	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による環境保全措置が困難であるため、事業実施区域の南側に残存する水田地帯の休耕田において、灌水に努めることにより、シマヘビの採餌地である水田環境を確保することで、採餌地の確保は可能であると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.7-37 に示すとおりである。

表 9.1.7-37 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	爬虫類：シマヘビ	
実施主体	事業者及び名古屋市	事業者及び事業実施区域の南側休耕田の所有者
環境保全措置の内容	シマヘビは事業実施区域内における自然環境に配慮した公園内の緑地において、採餌環境や休息環境を確保することにより生息地の創出を図る。	シマヘビの生息適地を増加させるために、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、他の水田の耕作期間中、同じように灌水がされるよう休耕田の所有者に対して働きかける。 農業用水の通水期間は4月から翌年1月までであり、通水期間中は湿田化されるよう努める。
環境保全措置の効果	事業実施区域内の公園に新たな環境を創出することにより、シマヘビの生息地が確保されるものと考えられる。	事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して灌水を行い、残された水田環境を確保することにより、シマヘビの生息地は保全されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	生息適地の増加が期待できる。	生息適地の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	自然環境に配慮した緑地を創出することから、不確実性の程度は小さいと考える。	他の水田の耕作期間中における休耕田への灌水であり、水田と同様な環境が創出されることが考えられることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	斎場施設の北側に計画している自然環境に配慮した公園を想定している。	事業実施区域を含む茶屋新田土地改良区の面積（耕作地面積）のうち約4分の3は宅地化されるが、事業実施区域の南側に残される約4分の1の区域は藤高、藤前地区の水田地帯とともに農業振興地域として維持される。 茶屋新田土地改良区内の農業振興地域は、図 9.1.7-11 に示すとおりである。

(キ) トノサマガエル、ダルマガエル

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるトノサマガエル、ダルマガエルへの影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.7-38 に示すとおりである。

表 9.1.7-38 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	生息地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし
代償	事業実施区域外における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-39 に示すとおりである。

表 9.1.7-39 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	本事業の公園、緑地等の計画では、トノサマガエル、ダルマガエルの生息環境を確保することから、事業実施区域内の生息地の創出は可能であると判断した。
代償	事業実施区域外における生息地の創出	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による環境保全措置が困難であるため、事業実施区域の南側に残存する水田地帯の休耕田において、灌水に努めることにより、トノサマガエル、ダルマガエルの採餌・休息・繁殖地である水田環境を確保することで、生息地の創出は可能であると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.7-40 に示すとおりである。

表 9.1.7-40 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	両性類：トノサマガエル、ダルマガエル	
実施主体	事業者及び名古屋市	事業者及び事業実施区域の南側休耕田の所有者
環境保全措置の内容	トノサマガエル、ダルマガエルは事業実施区域内における自然環境に配慮した公園内の緑地において、湿った環境を確保することにより生息地の創出を図る。	トノサマガエル、ダルマガエルの生息適地を増加させるために、事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して、他の水田の耕作期間中、同じように灌水がされるよう休耕田の所有者に対して働きかける。 農業用水の通水期間は4月から翌年1月までであり、通水期間中は湿田化されるよう努める。
環境保全措置の効果	事業実施区域内の公園に新たな環境を創出することにより、トノサマガエル、ダルマガエルの生息地が確保されるものと考えられる。	事業実施区域の南側に残存する休耕田に対して灌水を行い、残された水田環境を確保することにより、トノサマガエル、ダルマガエルの生息地は保全されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	生息適地の増加が期待できる。	生息適地の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	自然環境に配慮した緑地を創出することから、不確実性の程度は小さいと考える。	他の水田の耕作期間中における休耕田への灌水であり、水田と同様な環境が創出されることが考えられることから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	斎場施設の北側に計画している自然環境に配慮した公園を想定している。	事業実施区域を含む茶屋新田土地改良区の面積（耕作地面積）のうち約4分の3は宅地化されるが、事業実施区域の南側に残される約4分の1の区域は藤高、藤前地区の水田地帯とともに農業振興地域として維持される。 茶屋新田土地改良区内の農業振興地域は、図 9.1.7-11 に示すとおりである。

- (ク) アリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるアリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウへの影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.7-41 に示すとおりである。

表 9.1.7-41 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	生息地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-42 に示すとおりである。

表 9.1.7-42 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	事業実施区域内における自然環境に配慮した公園内の緑地において、湿地、草地、樹林が混在した多様な環境を確保することでアリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウの生息地の創出は可能であると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.7-43 に示すとおりである。

表 9.1.7-43 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	昆虫類：アリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ
実施主体	事業者及び名古屋市
環境保全措置の内容	アリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウは事業実施区域内における自然環境に配慮した公園内の緑地において、事業実施区域周辺の自然植生に配慮した草本類・木本類を植栽し、湿地、草地、樹林が混在した多様な環境を確保することにより生息地の創出を図る。
環境保全措置の効果	事業実施区域内の公園に新たな環境を創出することにより、アリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミツノエンマコガネ、スジグロシロチョウの生息地が確保されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	生息適地の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	自然環境に配慮した緑地を創出することから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	斎場施設の北側に計画している自然環境に配慮した公園を想定している。

(ケ) ワスレナグモ

予測結果を踏まえ、その影響を実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。

a 環境保全措置の検討

敷地の存在（土地の改変）によるワスレナグモへの影響について、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討は、表 9.1.7-44 に示すとおりである。

表 9.1.7-44 環境保全措置の検討

措置の区分	環境保全措置	効果	新たに生じる影響
回避・低減	事業実施区域内における水田の残存、改変面積の最小化	生息地の消失又は縮小を回避できる。	なし
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	生息地を確保できる。	なし

b 検討結果の検証

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

環境保全措置の検討結果の検証は、表 9.1.7-45 に示すとおりである。

表 9.1.7-45 環境保全措置の検討結果の検証

措置の区分	環境保全措置	検討結果
回避・低減	事業実施区域内における農地の残存、改変面積の最小化	本事業は、水田等の農地を盛土して宅地とする事業であることから、事業実施区域内における農地の残存、改変面積の最小化による回避・低減は困難であると判断した。
代償	公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出	事業実施区域内における自然環境に配慮した公園内の緑地において、草地や樹林地が混在した多様な環境を確保することでワスレナグモの生息地の創出は可能であると判断した。

c 検討結果の整理

実施する環境保全措置は、表 9.1.7-46 に示すとおりである。

表 9.1.7-46 実施する環境保全措置

環境保全措置の対象	クモ類：ワスレナグモ
実施主体	事業者及び名古屋市
環境保全措置の内容	ワスレナグモは事業実施区域内における自然環境に配慮した公園内の緑地において、事業実施区域周辺の自然植生に配慮した草本類・木本類を植栽し、草地、樹林が混在した多様な環境を確保することにより生息地の創出を図る。
環境保全措置の効果	事業実施区域内の公園に新たな環境を創出することにより、ワスレナグモの生息地が確保されるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	生息適地の増加が期待できる。
効果の不確実性の程度	自然環境に配慮した緑地を創出することから、不確実性の程度は小さいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	斎場施設の北側に計画している自然環境に配慮した公園を想定している。

(4) 評価の結果

ア 雨水の排水

重要な種（クサガメ、イシガメ、カワバタモロコ、ドブガイ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。

イ 敷地の存在（土地の改変）

重要な種（ホンドイタチ、オオタカ、チュウヒ、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ、コアジサシ、クサガメ、イシガメ、シマヘビ、トノサマガエル、ダルマガエル、アリツカコオロギ、ニイニイゼミ、コオイムシ、ミ

ツノエンマコガネ、スジグロシロチョウ、ワスレナグモ）への影響は、事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生息地の創出及び事業実施区域外における生息地の創出（事業実施区域の南側休耕田における灌水）による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。